

担当：(介護保険施設について) 福祉局介護保険課 TEL：322-6228
E-mail：kobekaigohokenka@office.city.kobe.lg.jp
(養護老人ホームについて) 福祉局くらし支援課地域福祉担当 TEL：322-5342
E-mail：chiiki-fukushi3051@office.city.kobe.lg.jp
(ケアハウスについて) 福祉局高齢福祉課 TEL：322-5226
E-mail：korei_shisetsuseibi@office.city.kobe.lg.jp

コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業の申請について

1. 事業の目的について

コロナ禍における原油価格・物価高騰を受け、介護保険サービスや障害福祉サービスの提供にかかる食材費・光熱費が上昇している一方で、介護報酬等の改正はなされておらず、利用者からの徴収にも制限がある中で、事業者の運営に影響が生じている。

介護報酬等の改正が行われるまでの間を支える緊急的な支援を実施し、福祉サービス事業所の喫緊の運営課題に対応することで、市民への安定的なサービス提供を確保する。

(この事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。)

2. 対象事業所

介護サービスを提供する入所施設・通所施設

(令和4年10月1日までに開設しており、申請日時点で事業を行っている事業所)

3. 支給要件・支給額

申請時点において、福祉サービス事業所として運営を継続しており物価高騰の影響を受けている下記の施設・事業所

(1) 対象施設と給付金の基準額

区分	サービスの種類	給付金の基準額
入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（地域密着型含む） ・介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設 ・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ショートステイ 	1人あたり90円/日
多機能型	<ul style="list-style-type: none"> ・(看護) 小規模多機能型居宅介護 	(泊り分) 1人あたり90円/日 (通い分) 1人あたり30円/日
通所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス・認知症対応型、地域密着型含む） ・通所リハビリテーション 	1人あたり30円/日

(2) 計算方法

a) 令和4年5月までに事業開始した場合

$$\boxed{\text{令和4年6月1日～30日の延べ利用者数}} \times \boxed{\text{サービスごとの給付金の基準額(上記参照)}} \times \boxed{12(\text{か月})}$$

b) 令和4年6月1日～10月1日に事業開始した場合

$$\boxed{\text{事業開始月または翌月の1日～30日(※)の延べ利用者数}} \times \boxed{\text{サービスごとの給付金の基準額(上記参照)}} \times \boxed{\text{事業開始月から令和5年3月までの月数}}$$

※ 当該月の実際の日数にかかわらず、1日～30日の30日間を計算対象とします。

※ 年度途中で事業開始した施設等は、10月1日開設施設まで対象となります。

(3) サービス種別ごとの注意事項

- ・入所施設においては、入所者数をカウントし、入院・外泊などにより一時的に入所者が施設以外の場所で過ごしている場合も数を減らす必要はありません。
(正式入所の前の体験入所期間中の方も含みます。)
また、空床型のショートステイを併設している施設においては、ショートステイ利用者数も入所者数に含めて、2つのサービス種別を併せた申請として頂いても結構です。
- ・通所施設においては、利用者が実際に施設・事業所に通所した日を利用者数としてカウントしてください。
また、5時間未満の利用者については0.5人分として計算いたします。
(計算には添付のエクセルファイルをご活用ください。)
- ・(看護) 小規模多機能型居宅介護においては、泊り・通いの利用者数に応じて1事業所当たり2件の申請が必要となります。

(4) 共通の注意事項

- ・利用者数には要支援・要介護の方の両方を含みます。(介護予防事業所として別の申請を出す必要はありません。)
- ・同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービスの種類ごとに申請が必要です(利用者数のカウントが重複しないようご注意ください)。
- ・特別の事情により運営を休止せざるを得なかったなど、6月の利用者数では正確に施設・事業所の規模を反映できない場合は、個別に問い合わせ先へご相談ください。

4. 申請方法

【電子申請】

電子申請 URL : <https://forms.office.com/r/7JJMOYNF0d>



申請者は、上記の URL より記入が必要な事項を記入し、送信ボタンを押し、確認画面にて回答ボタンを押して送信してください。(送信ボタンを押した後に記入内容の控えを印刷することができますので、お手元に保管してください。)

《名称・代表者名》

施設・事業所ごとでの申請となりますので、原則として施設・事業所の代表者を申請者としてください。ただし、複数の事業所を申請するにあたって法人名・法人代表者での申請を希望される場合は法人名での申請でも構いません。

《事業所種別》

プルダウンメニューで該当する種別を選択してください。

《6月中の延べ利用者数》

6月1日～30日の入所者・利用者数の実数を計算して記入してください。

参考に入所者・利用者数と給付金の金額を計算するために利用できるエクセルファイルを添付していますので、使用して頂ければ確実です。

(通所系においては5時間未満の利用者は0.5人分として計算しますのでご注意ください。)

《給付金の金額》

選択した事業所種別に応じて単価が表示されますので、6月の延べ利用者数に単価を掛けて記入してください。こちらも参考に添付したエクセルファイルで計算可能ですので、使用の上で記入して頂ければ確実です。

《事業所番号》

10ケタの事業所番号を記入してください。事業所番号一つにつき、一つの申請が必要です。

《口座情報》

フォームには口座情報の欄を設けておりません。今回の給付金は、確実な支給を実施するため、兵庫県国民健康保険団体連合会から口座情報の提供を受けて支払います。

「②神戸市長が兵庫県国民健康保険団体連合会に登録されている介護給付等支払先口座情報の提供を受けることに同意します」というチェックボックスを、必ずチェックしてください。

【書面申請】

申請書様式の掲載 URL : [神戸市：令和4年度 神戸市からの通知文 \(kobe.lg.jp\)](http://www.kobe.lg.jp)

ペーパーレス化推進の観点から、可能な限り電子申請による申請をお願いしますが、対応が難しい場合には書面での申請も受け付けます。この場合も、印刷・郵送による提出にこだわらず、データをE-mailへの添付により提出することも検討してください。

申請書の様式は上記の神戸市ホームページ(神戸ケアネット)のアドレスに掲載しておりますが、どうしても紙の申請書様式送付を希望される場合は下記の送付先へ個別に相談ください。

申請書の記入項目は電子申請フォームと同じですので、各項目の内容については電子申請の説明箇所を参照してください。(申請書の様式には口座番号記入欄を設けておりますが、介護報酬と同じ

振込先へ振込む場合は同意欄にチェックし、口座番号の記入は必要ありません。）

送付先：〒650-8570 神戸市役所 1 号館 4 階

福祉局介護保険課（物価高騰対策） TEL：322-6228

FAX：322-6049

E-mail：kobekaigohokenka@office.city.kobe.lg.jp

5. 申請期限

電子申請 令和 4 年 10 月 31 日（月）

書面申請 令和 4 年 10 月 28 日（金）必着

6. 給付の決定及び給付金の支払い

申請書の受理後、内容の審査を行い、決定通知書（様式第 2 号）または却下通知書（様式第 3 号）を送付します。

給付が決定された場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会から情報提供を受けた金融機関の口座へ給付金を振り込みます（8 月上旬以降を予定）。

7. 実績報告について

今回の給付金については全額、光熱水費・食材費・消耗品費など福祉施設等の運営に必要不可欠な経費の高騰分（令和 3 年度と比較して令和 4 年度に増加した金額）のために使用してください。

つきましては、年度末に給付金が経費の高騰分に充てられたことを確認するため実績報告をしていただく予定です。ペーパーレス化推進の観点から原則として電子申請による報告をお願いしますが、詳細については追ってお知らせいたします。

なお、令和 4 年度の途中で事業を休止・廃止する場合についても実績報告が必要ですので、必ず上記の申請書送付先へ連絡をお願いします。

実績報告により給付金に残余が生じた場合は、精算（返還）して頂く必要がございます。